

令和3年長浜市農業委員会11月定例総会会議録

令和3年11月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	10番 村方 義昭
	12番 尚永 稔	14番 北川富美子
	15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

9番 橋本 治太郎 11番 伊藤 泰子

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第24号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第25号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第26号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 議案第27号 農用地利用集積計画案について
議案第28号 土地改良事業参加資格交代承認について
議案第29号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第30号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

16番 阿辻 康博 19番 二矢 秀雄

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会令和3年11月定例総会を開催させていただきます。小谷城スマートインターチェンジ周辺の6次産業化拠点として誘致しました、京都グレインシステム株式会社の長浜工場新築工事の起工式が10月14日に行われました。この工場は本市においても作付けの多い大麦の焙煎工場で、4月オープン予定ですので今後の農業振興への関りを期待しているところです。また、新型コロナウイルス感染症については感染者数も全国的に落ち着きを見せ、滋賀県においてもステージⅠの滋賀らしい生活、三方よしステージとなりました。会食等の機会も増えてくることと思いますが、引き続き基本的な感染防止対策を実践しながら、認証店で感染リスクを下げる工夫をしながら楽しんでいただきたいと思います。

本日の定例総会につきましては、橋本委員、伊藤委員から欠席の連絡がありましたので、委員総数20名全員のうち18名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、10月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。10月27日、皆様に取りまとめていただきました令和4年度長浜市農業施策に関する意見書を、正副会長並びに正副農業振興委員会委員長に、市長に提出いただきました。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が5件、4条申請が6件、5条申請が11件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、農業振興地域整備計画の変更、別段面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地

転用に係る案件につきましては、去る10月4日に当番委員、8番の森勘十委員、10番の村方義昭委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえでご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については会長よろしくお願いいたします。

(会長)

先週、衆議院選挙も終わり、新たな内閣も発足いたしました。新型コロナウイルス感染症については感染者数も国内では落ち着きが見えますが、一部の国外では再拡大という状況でございます。2回目のワクチン接種後、その効果の持続期間は8ヶ月程ということで、3回目のワクチン接種の準備が進められておられます。引き続き基本的な感染防止対策を実践しながら、十分に注意してお過ごしいただきたいと思っております。

一方、農業でございますが、こちらにも新型コロナウイルスの影響で米価下落しており、厳しい1年になると思っております。また、来年度は資材料及び費用や、燃料などが高騰すると言われております。厳しい中、計画性をもって、お身体には十分に気を付けて作業を行っていただきたいと思っております。

(会長)

本日の欠席通告ですが、9番の橋本治太郎委員、11番の伊藤泰子委員の欠席通告をいただいております。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、16番の阿辻康博委員、19番の二矢秀雄の委員、両委員よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通

知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、畑1筆、257㎡を賃貸借により通路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は道路、西は宅地、南は畑、道路、北は宅地です。

番号2、土地の表示、小堀町地先、田4筆、3,901㎡、畑1筆、9.91㎡、合計3,910.91㎡を売買により事業用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東は西は道路、南は雑種地、北は宅地、田です。

番号3、土地の表示、川崎町地先、畑7筆、519㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は東は農地、西は道路、南は里道、北は道路です。

番号4、土地の表示、西上坂町地先、田4筆、3,452㎡、畑1筆、19㎡、合計3,471㎡を賃貸借により貸倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東は道路、西は里道、南は宅地、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計19筆の解約の通知がありましたので概要について報告させていただきます。内訳は、田57筆、102,457㎡の解約です。番号1と番号2は農地中間管理事業による利用権の解約、番号4は後にご説明します議案第26号の番号8の転用目的にかかる解約、番号3と番号5から番号57は相対による利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました2件について、ご質問がありましたら、発言ください。

(西橋委員)

農地法第5条農地転用届出の番号2についてお聞きします。事業用地に転用したい旨の届出とありますが、事業の内容を教えてください。

(事務局)

お答えします。開発部局に確認したところ、事業用地という目的で開発がされており、その後の内容等は、まだ未定とのこと。こちらは市街化区域ですので、まずは用地の準備を行ってから企業を誘致されます。その前段階として、転用と開発許可が下りていることとなります。

(西橋委員)

企業誘致ということですか。住宅などではないのですか。

(事務局)

住宅などではございません。事業用の施設です。

(西橋委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので、議案審議に移ります。

(会長)

まず議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が5件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、大路町地先の畑1筆、264㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、耕起がされていまして。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、宮部町地先の田1筆、457㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、そばの作付けがされていまして。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と間で売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、尊勝寺町地先の田1筆、1,249㎡を贈与にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ耕起がされていまして。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、大依町地先の農地です。内訳として、現況で田が12筆、9,025㎡、畑2筆、363㎡、合計9,388㎡を売買にて取得されるものです。なお、この申請については登記地目が雑種地の筆がありますが、現況は畑であったため農地として取り扱うため申請されました。申請地は青地の田と畑、白地の田と畑があり、現地確認をしたところ水稻の刈

り取りあとであったり、野菜を栽培されていたりと農地としての管理をしていることを確認しています。譲渡人は市外に居住しており、高齢でもあり申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、高山町地先の田1筆、456㎡、畑2筆、128㎡、合計584㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の田と畑で、現地確認をしたところ耕起がされています。譲渡人は非農家で申請地を管理できないことから、申請地周辺を耕作している譲受人と今回、売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号5につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第24号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第24号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

まず議案第25号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第25号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第25号につきましては、今月の締切までに6件の申請がありました。書類審査のうえ、

受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる10月22日に農地等調査委員会の將亦委員長、6番の森川ゆり委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年11月4日に、8番の森勘十委員、10番の村方義昭委員にお願いし、行っております。結果については各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、下八木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員さんよりご報告をいただきます。

(森委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、下八木町地先、畑、99㎡、転用目的を貸駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は東と北は宅地、西と南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成18年頃に申請人の先代が貸駐車場として造成され、現在に至ったものです。今回、申請人が不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もなく影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、三田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、三田町地先、田、619㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は東と南は所有農地、西は宅

地と農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和59年に申請人の亡夫が住居として建設されたものです。今回、申請人が不動産整理を行ったところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、南浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、南浜町地先、畑、79㎡、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は東と西と北は農地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和63年頃に申請人の先代が倉庫を建築され、現在に至ったものです。今回、申請人が相続され、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、堀部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。申請地は令和3年9月7日付け長浜市公告第183号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、堀部町地先、田、1,367㎡の内83.70㎡、転用目的を進入路とした申請です。周囲の状況は東と南は所有

農地、西は用悪水路、北は道路です。

写真をご覧ください。申請人は現住居の南側に離れを建築され、家族が増えたことから車も増え、進入路、駐車場が手狭になったことから、離れに直接いける進入路を整備する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、森委員さんよりご報告をいただきます。

(森委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、七条町地先、田、196㎡、転用目的を貸駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は東と北は道路、西は転用済農地、南は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成5年頃に申請人の先代が倉庫敷地として土地を貸され、現在に至ったものです。今回、申請者が相続され、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。また申請地は、申請地の近隣住民から駐車場の設置要望があり、倉庫を撤去し貸駐車場として整備をされます。

現地調査を行った結果、隣接農地もなく影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、相撲町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員さんよりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、相撲町地先、田、1,121㎡、転用目的を貸資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は宅

地、南は農地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和62年に申請人の先代が公共下水道工事を請け負った業者に頼まれ、残土置き場として貸されたものです。今回、申請人が相続され、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。なお申請地は、農地等調査委員会の指導で一定の是正がされております。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第25号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣部委員)

番号6についてお聞きします。事前に現地を確認した時にかなり産業廃棄物のような物があったのですが、写真では是正されているように見えます。この写真は最近のもので、是正された後とのことですか。

(事務局)

はい、最近の写真でございます。以前は車両など数台置かれており、撤去をするよう指導を行い、現状は写真の通りでございます。

(廣部委員)

分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第25号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第26号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第26号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第26号につきましては、今月の締切までに11件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第25号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても先の議案と同様に、当番の委員にお願いし行っております。結果につきましては各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、田川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、田川町地先、田2筆、423㎡、畑、33㎡、合計456㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東と南と北は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は食品販売の会社を営んでいます。今回、申請地西側の土地を事務所として購入され、駐車場が狭いことから隣接地に駐車場を整備する計画を建てられたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、新栄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。申請地は令和3年9月7日付け長浜市公告第183号の農業振興整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、新栄町地先、畑、1,630㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成15年頃、譲受人の先代が資材置場として造成されたものです。今回、譲渡人が不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地もないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町尾上地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、湖北町尾上地先、畑、160㎡、契約内容は売買で、転用目的を社員寮とした申請です。周囲の状況は東と西と北は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は宿泊業を営んでいる法人です。今回、申請地の南側に築30年になる社員寮があり、老朽化していることからリフォームをし、増築する計画を建てられ、譲渡人と話がまとまり申請されました。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、南小足町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、南小足町地先、田、987㎡、畑、263㎡、計1,250㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は東は道路、西と南は宅地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は市内を中心に不動産業を営んでいる法人です。注文住宅を新設するのに残土が発生するため、今回、残土置き場を整備する計画を建てられ、市内で適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、曾根町地先、畑、208㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は東と南は道路、西と北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和56年に譲渡人の先代が購入された時点で倉庫が建っていました。譲受人は建設業を営んでいる法人です。今回、申請地西側の住居を購入し、研修施設として利用するにあたり隣接地に駐車場を建設する計画を立てられ、譲渡人と売買の手続きを進める中で農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、木之本町西山地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、木之本町西山地先、畑、3.30㎡、契約内容は売買で、転用目的を通路とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は雑種地、南は譲受人所有農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成10年頃に譲受人が通路として造成されたものです。譲受人は申請地を自己所有地と認識していましたが、譲渡人が不動産整理をされたところ申請地が譲渡人所有の土地と判明し、また、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、七条町地先、田、357㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東と北は宅地、西は道路、南は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落に居住しており、自宅には駐車場がなく賃借をしていたが、賃貸借の契約終了を機に自己の駐車場を整備する計画を建てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、西浅井町岩熊地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、既存施設の拡張に係る敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。申請地は令和3年9月7日付け長浜市公告第183号の農業振興整備計画変更縦覧公告をもって白地になっており

ます。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、西浅井町岩熊地先、田、775㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東と北は水路、西は譲渡人所有農地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の東側隣接地で自動車関連の事業を営む法人です。本社の駐車場敷地ではクレーン車等の駐車スペースが不足していることから、別の場所に駐車場を借りておられます。今回、借りている駐車場の契約が切れることから、本社の近くに駐車場を整備される計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、八島町地先、田、124㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は東は譲渡人所有農地、西と北は宅地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成18年頃に譲受人が駐車場として造成され、現在に至ったものです。今回、譲受人が車庫を建設するため、譲渡人と売買の手続きを進める中で農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、祇園町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。また、申請地は都市計画

法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められていることから、例外的に土地造成のみの農地転用が認められています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、祇園町地先、田、1,426.89㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は東と北は雑種地、西と南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内を中心に不動産業を営む法人です。今回、需要が高い地域で住環境がよく、交通の利便性がよいところに分譲宅地を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、小堀町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。また申請地は長浜市の分庁舎である、ながはまウェルセンターから北へ50mほどに位置します。長浜市役所から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告をいただきます。

(森委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は土地の表示、小堀町地先、田、614㎡、畑、3.67㎡、計617.67㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は東と西と南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は市内を中心に不動産業を営む法人です。現在、使用している資材置場が分譲宅地等の開発により使用できなることから、会社近くに資材置場を整備することを計画され適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第26号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

番号4についてお聞きします。転用目的を資材置場とした申請で、敷地として1,000㎡超えているみたいですが、面積の上限というものはないのでですね。

(事務局)

お答えします。面積の上限につきましてはないのですが、本当にその面積が必要であるという計画は立てていただいております、今回、その計画を拝見し、適正かつ必要であると判断させていただいております。

(廣部委員)

分かりました。番号5についてもお聞きします。譲受人が県外の方で、今回、申請地西側の住居を購入し、県外の事業所の研修施設として利用するにあたり隣接地に駐車場を建設する計画を立てられたということですか。

(事務局)

はい、間違いございません。

(廣部委員)

分かりました。番号6についてもお聞きします。市外に居住しておられる譲受人が申請地の一部を自己所有地と認識していましたが転用できておらず、今回、申請されたということでしょうか。

(事務局)

はい、そのようになります。場所は住宅地となっており、とても小さな用地でありますので気付かなかったというふうに必要な添付書類には書かれており、今回、申請にて譲受人の所有地となります。

(廣部委員)

分かりました。転用目的を資材置場とした申請が何件かありますが、許可後に農地転用され、農地でなくなれば農業委員会としては手が離れてしまいますので、その後に住宅地などになることはあるのでしょうか。

(事務局)

お答えします。申請通り資材置場として利用されますと事業は完了しますので農地法の規制は受けなくなります。申請の目的について判断しております。

(会長)

他にございませんか。

(中川委員)

以前、資材置場に転用された後に目的を変更された場合は、再度、転用の手続きをされていた気がするのですが、今はどうされているのでしょうか。

(事務局)

お聞きしていると事業計画変更のことではないでしょうか。事業計画変更につきましては、当初の目的を果たさないまま違う目的に変更されるときに、再度、農地転用の申請、審査をする為にあるものであります。今回のように一旦は資材置場として使用される場合は、事業計画変更ではないということになります。

(会長)

他にございませんか。

(二矢委員)

その後の経過として、例えば2、3年後に確認をする制度などは行っていないのでしょうか。

(事務局)

完了した時点で添付書類とともに、事業完了届をいただいております。それをもって農業委員会は事業が完了したということで判断をします。その後の経過確認まではしていません。

(会長)

他にございませんか。

(大塚委員)

転用事実証明書についてお聞きします。どの段階で提出される書類になるのでしょうか。

(事務局)

お答えします。転用事実証明書というのは、一度、転用の許可を下した案件のみ発行させていただいております。その後、何かご事情があり、農地転用後に地目変更登記をされないで、再度、使用しようとしたときに地目が以前のままだと判明したが、手元に許可書がないということで、許可があったという事実証明として発行させていただいているものになります。

(大塚委員)

完了届とは違うのでしょうか。

(事務局)

完了届は転用の完了時にご提出していただくもので、転用事実証明書は、相続などで地

目変更が出来ていないことが判明した時などに申請されるものとなります。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第26号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第27号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第27号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件、農地中間管理事業による利用権の案件がございます。まず相対による利用権の設定につきましては、貸し手6人に対して借り手が4人で、筆数は10筆、合計の面積で19,961㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者2人、取得者2人、筆数は5筆、面積は5,456㎡を所有権移転される計画です。最後に、農地中間管理事業による利用権の案件につきましては、貸し手が2人、借り手が滋賀県農林漁業担い手育成基金であり、筆数は5筆、面積11,436㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、利用権設定についてと記載されている、番号1から番号10につきましては相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルが、所有権移転についてと記載されている、番号1から番号5につきましては耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

最後に農地中間管理事業による利用権の案件ですが、タイトルの後方が、利用権設定についてと記載され、備考欄に農地中間管理事業と標記されている番号11から番号15までが所有者と借り手である滋賀県農林漁業担い手育成基金が利用権設定される計画です。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第27号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第27号農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第28号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第28号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から6番までの7件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借、賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第28号について、ご意見、ご質問を求めます
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第28号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に議案第29号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第29号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。令和3年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。本日は議案第29号、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外についてお諮りしたく、よろしくお願い申し上げます。今回の除外申出は全3件で、3筆ございます。変更申出地の概要や変更理由、土地所有者や変更申出者の情報を記載しておりますので、適宜ご確認願います。本日付議しました案件は、去る9月1日から9月24日にかけて受付した申出に基づく除外案件です。説明は一括で行い、質疑につきましては説明終了後にお受けいたしたく、よろしくお願い申し上げます。

各案件の説明に入る前に、農振除外について簡単ではございますがご説明申し上げます。農業振興地域の整備に関する法律に基づき各都道府県において農業振興地域を定め、各市町村はその範囲の中で農用地区域、いわゆる青地を設定し、地域農業の振興を図ることとなっております。本市におきましても、農村、農業の振興を図るべく優良農地として守る必要のある農地を青地として指定しており、その他の区域はいわゆる白地と呼んでおります。青地については農地の集団性や過去からの圃場整備といった農業投資を踏まえ、今後10年以上にわたり農業用の土地利用を確保するために、農地以外の利用を厳しく制限している土地のことを指します。したがって、この区域内の土地に住宅や資材置場などを計画される際は、農用地からの除外手続きが必要となります。これを農振除外といい、転用前に手続きを完了しておく必要がございます。農用地区域を除外するためには緊急性が高く、具体的な計画が必要です。農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく許認可の見込みがなければ除外手続きを進めることはできません。土地利用に関する具体的な計画があることを前提として、代替性がなく、他の場所では計画できないことの確認や、直近の土地改良事業の完了から8年が経過していること、農地の集団性、連担性や担い手への農用地の利用集積、及び周辺農地への影響が少ないことを確認するなど、すべて満たしたうえで、真にやむを得ないと判断できる場合のみ除外の可能性が見込まれます。除外要件の適否を判断する際の基本となる部分でございますが、このほかにも規模は過大ではないか、無秩序な開発を誘発させることはないか、地元の合意が得られているかなど、土地利用に関する総合的な調整を行ったうえで法手続きを進め、最終的に県知事の同意を得ることにより除外することを決定できる仕組みとなっております。

それでは、各案件について説明させていただきます。

1件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、大依町の東に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、大依町字東谷、102番、登記地目、田、現況地目、田、面積、1,391㎡、北側は道路と接し、西側は水路と接しています。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、北側の道路から撮影したものです。土地利用計画の内容については、申出人は現在、大依町にて土木業を営んでおられます。開業から1年が経ち、事業用地が手狭になってきたことから、新たな資材置き場の整備が急務となりました。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画をもとに必要な面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと判断しております。資材の管理をするうえで、現在事業を行っている大依町内でしか計画できないことから、町内の農用区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができず、除外はやむを得ないものと考えます。農用区域の縁辺部に位置し、周辺は道路及び水路と隣接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障をきたすことはありません。変更申出地は直近土地改良事業の完了から8年以上経過しており、支障はありません。当該土地利用については、今後も事業を継続していくために必要な資材置き場を確保する目的で計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会及び農業組合の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものとする。

続いて2件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は西浅井町野坂の南西に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、西浅井町野坂字上長曾597番1、登記地目、田、現況地目、田、面積634㎡のうち473.25㎡、周囲は道路や水路、宅地と接しています。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は南側から撮影したものです。土地利用計画の内容については、現在、申出人は湖北町速水のアパートに暮らしており、令和4年に賃貸契約期間が満了することを機に住宅の新築を計画されました。土地の選定については、今後高齢になっていく両親のためにも、両親の住む西浅井町野坂を希望されており、町内の農用区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができず、除外はやむを得ないものと考えます。規模の妥当性については具体的な土地利用計画をもとに必要な面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと考えます。変更申出地は農用区域の縁辺部に位置し、周辺は道路、水路、宅地と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は、直近土地改良事業の完了から8年以上経過しており、支障はありません。当該土地利用につ

いては、両親が暮らす西浅井町野坂にて妻と2人で暮らすための住宅の建築を目的として計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えております。

続いて3件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、西浅井町祝山の西に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、西浅井町祝山字箱田640番、登記地目、田、現況地目、畑、1,689㎡、周辺は水路や道路に囲まれております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は西側から撮影したものです。土地利用計画については、現在、申出人は西浅井町祝山の集落内にて自動車の販売や整備を行う法人を営んでいるが、築50年を超える社屋は老朽化しており、また、狭隘な状況であることから事業用地の移転が急務となりました。これまでの顧客ためにも現在の事業用地の周辺にて、農用地区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができなくなったため、やむを得ない状況です。規模の妥当性については通常必要と認められる面積等からみて必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではありません。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は水路、道路等に囲まれており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は直近土地改良事業の完了から8年以上が経過しており、支障はありません。当該土地利用については老朽化し、狭隘な状況となっている状況を解消するため、事業用地を移転することを目的に計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから変更はやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第29号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(将亦委員)

今回、令和3年9月1日から9月24日にかけての受付案件とお聞きしましたが、除外申請の受付は年に何回ほどあるのでしょうか。

(事務局)

お答えします。4月と9月の年2回ございます。

(将亦委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(小畑委員)

1件目についてお聞きします。目的が資材置場ということで、おそらく埋め立てをされると思うのですが、その高さをお聞きしたい。隣接農地に影響のないようお願いをしたいので、指導などもされているのかお聞きしたい。

(事務局)

お答えします。私共も隣接農地への影響は気にしております、申し出時に周りにL型の擁壁を入れる対策をされると聞いた上で、やむを得ないと判断させていただいております。

(小畑委員)

L型擁壁をされると土が湿り、農機で近くまで耕作出来ないなどの影響が心配になります。農地が有効利用できるのは良いのですが、土を高く盛るのではなく斜めにさせていただくなど、農家側の立場として考えていただきたい。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。地元で迷惑のかからないように、また、耕作者にも極力迷惑のかからないようにというご配慮はされているかたちでの申請とご相談をいただいております。今、ご指摘いただいた内容も反映していただくよう伝えていきたいと思っております。しかしながら、申請者の方へお伝えはさせていただきますが強制ではございませんので、ご理解の程、よろしくお願ひしたいと思っております。

(小畑委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

同じく1件目についてお聞きします。斜めに土を盛る、法面にされると、いずれか草が生えてくる場合がございます。草の管理もしていただけるのか心配です。農地転用の申請時に伝えていただけたらと思っておりますが、今回、前もって申請者にお伝えいただけたらと思っております。

(事務局)

今後のことも踏まえまして、説明させていただきたいと思っております。

(会長)

他にございませんか。

(森川委員)

2件目についてお聞きします。申請者とビニールハウスの所有者の関係を教えてください。

(事務局)

お答えします。親子関係になります。

(森川委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、市長から意見を求められました議案第29号、農業振興地域整備計画の変更について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

(会長)

次に議案第30号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第30号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和3年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより公示したときはその面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。今般告示を行う西浅井町庄地先の田2筆、西浅井町庄地先の畑2筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。西浅井町庄地先の田2筆、畑2筆については、さる11月20日に現地委員であります阿辻委員と事務局で現地調査を行った結果、田は耕作放棄地であり、畑については一部は防草シート

で管理され、一部は野菜の作付けがされていました。田も畑も整備を行えば耕作再開も容易なことから別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、11月22日、事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第30号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第30号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(多賀委員)

空き家付き農地を購入される方は、現在、耕作放棄地になっている田畑を耕作していただけるということですね。

(事務局)

はい、そうです。申請者は県外から居住され、田畑で作物を耕作し、それらを使い飲食店の経営をされます。農家が増えることにはなりません、農地の活用ということになると思います。

(多賀委員)

はい、分かりました。頑張ってください、周りのご協力をお願いします。

(將亦委員)

下限面積についてお聞きします。営農するために必要な下限面積だと思いますが、さほど条件が変わらないのに、面積の設定が違う地域がある。山間地域については見直しをされた方がいいのではないのでしょうか。今すぐとは申しませんが、今後、ご検討いただければと思います。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。地域毎に分けてあるものなのですが、旧町時代に設定したものをそのまま引き継いでおり、見直しも必要かもしれません。今後の検討課題とさせていただきます。

(將亦委員)

よろしく申し上げます。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第30号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年11月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年12月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年12月10日、金曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

3点目、令和3年12月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年12月3日、金曜日の午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは9番の橋本委員、11番の伊藤委員となっております。案内については後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和3年11月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年11月22日、月曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は3番の家倉委員、1番の八若委員です。よろしく申し上げます。

5点目、農政懇談会についてです。さる令和3年10月27日に、正副会長、正副農業振興委員長にご出席いただき、市長に提出しました、令和4年度長浜市農業施策に関する意見書の回答をいただくために、市長と産業観光部長、農業関係課の職員にご出席いただき、令和3年12月20日午後1時30分より、長浜市役所高月支所、3階、3B会議室で開催いたします。後日開催通知を全委員様にご送付させていただきますので、年末のあわただしい中ではございますがご出席いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いていただきますようお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)